

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年度松伏町償却資産実地調査計画策定及び実地調査等支援業務を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

令和 7 年 4 月 1 5 日

松伏町税務課

1 委託業務の内容

(1) 業務の目的

本業務は、松伏町償却資産実地調査計画を策定し、実地調査等に係る作業方法を定め、それに基づく適正な課税を実現するとともに、担当職員に対する技術的支援として、助言・助成・支援を受けることで、担当職員の専門性を高め、償却資産の課税事務に対する説明責任を果たし、適正かつ均衡を確保した課税の実現を目的とする。

(2) 委託業務名

令和 7 年度松伏町償却資産実地調査計画策定及び実地調査等支援業務委託

(3) 業務の内容

別紙「委託仕様書」及び「委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 委託業務の履行期間

契約を締結した日から令和 8 年 3 月 2 0 日まで

(5) 提案上限額

1, 6 2 8, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 令和 7 年度松伏町償却資産実地調査計画策定及び実地調査等支援業務公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)への参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 (一般競争入札参加資格者の資格)に規定する者に該当しない者であること。

(2) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、松伏町が発注する契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていないものであること。

(4) 松伏町暴力団排除条例(平成 2 4 年 9 月 2 5 日条例第 1 5 号)第 2 条の規定に該当しない者であること。

(5) 受託者の選定の決定日まで、国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(6) 仕様書において示す実施体制を整備することができる者であること。

(7) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者でないこと。

ア 選定委員会の委員

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力、若しくは関与する者

(8) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム：ISO27001）およびプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を取得している者であること。

(9) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）において償却資産に係る課税業務等を受託した実績があること。

3 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

4 参加に関する留意事項

(1) 参加事業者は、企画提案書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 企画提案書の作成など、参加に関して必要な費用は参加事業者の負担とする。

(3) 参加に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(4) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町は必要があるときは、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するものとする。なお、選定に係る公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合がある。

(5) 提出された書類については、提出期間に限り補正することができるが、提出期間終了後は変更できないものとし、また、その理由のいかんに関わらず返却しないものとする。ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聴き取り調査を行ったりすることができる。

(6) 町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。

(7) 参加申込書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とする。

ア 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 一の応募事業者が複数の提案を行った場合

- ウ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- オ 虚偽の内容が記載されている場合
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 著しく信義に反する行為があった場合

5 プロポーザルの実施に係るスケジュール（予定）

件 名	期限等
実施要領等の公開	令和7年4月15日（火）
実施内容等に関する質問書の提出期限	令和7年5月13日（火） 午後5時まで（必着）
実施内容等に関する質問及び回答事項のウェブサイト掲載日	令和7年5月15日（木） 予定
参加表明書及び企画提案書の提出期限	令和7年5月27日（火） 午後5時まで（必着）
審査結果の通知・公表	令和7年6月中旬
契約締結	令和7年6月中旬から下旬
委託期間	契約締結日から 令和8年3月20日まで

6 参加手続

（1）応募書類等の公表

実施要領等は、町ホームページで公表する。

ア 応募書類等

令和7年4月15日（火）から同年5月27日（火）までの間に町公式ウェブサイトに申請書類等を公表。参加事業者においてダウンロードすること。

URL

<http://www.town.matsubushi.lg.jp/www/contents/1744353359028/index.html>

イ 公表資料

ア 実施要領……本書

イ 委託仕様書

ウ 委託特記仕様書

エ 様式第1号から第3号（質問書、参加表明書、見積書）

（2）実施要領等に関する質問の受付

本実施要領の内容に関する質問は、企画提案を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付ける。

- ・質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。

E-mail zeimu1040200@town.matsubushi.lg.jp

- ・受付期間は、令和7年4月15日（火）から同年5月13日（火）午後5時まで

（3）実施要領等に関する質問に対する回答

受付を行った質問については、町公式ウェブサイトにおいて公開するものとし、これに掲載した回答は、この要領及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとする。なお、電話及び口頭等の個別対応はしないものとする。

回答期日 令和7年5月15日（木）予定

（4）参加表明書及び企画提案書の受付

参加事業者は、次により提出すること。

ア 提出期間 令和7年4月15日（火）から同年5月27（火）までの日（土日祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出書類

- ① 参加表明書（様式第2号）
- ② 企画提案書
- ③ 下記の認定証書の写し
 - ・ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム：ISO27001）
 - ・プライバシーマーク（JISQ15001）
- ④ 見積書（様式第4号。見積明細書を添付すること）

企画提案書は、正本1部及び副本4部提出のこと。

ウ 提出先 〒343-0192

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424松伏町役場本庁舎1階
松伏町税務課資産税担当

エ 提出方法 提出先に直接提出又は郵送（必着）

（5）企画提案書の内容

ア 企画提案書は、参加表明書と併せて提出すること。また、仕様書を熟読の上、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順は任意とする。

- ① 企画内容
- ② 業務スケジュール
- ③ 償却資産に係る課税業務等を受託した事業の業務実績

イ 企画提案書の規格は、A4判・縦型・横書き・左綴じで作成するものとし、ページを付して、添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じて提出すること。なお、フラットファイルの表紙に応募事業者の社名を表記すること。

ウ 次の企画提案書は無効（失格）とする。

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの

④ 見積書だけの企画提案書

(6) 見積書の作成内容

- ア 見積明細書（項目ごとの費用）を添付する（任意様式）。
- イ 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局等が証明する印鑑）とする。
- ウ 見積書等に関する評価は、税抜き価格をもって評価金額とするので、参加事業者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者である場合は、見積った希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- エ 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- オ 見積金額が1（5）の額を上回っている場合は、失格とする。

7 委託候補者の選定

(1) 審査方法

企画提案書の提案者によるプレゼンテーションは実施せず、町が設置する選定委員会において、提出された企画提案書等を総合的に審査し、契約候補者に選定する。ただし、審査結果によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

(2) 審査基準

別表のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者あてに通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を松伏町ウェブサイトに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

8 契約の締結

- (1) 上記7の選定委員会において選定された最優秀提案事業者（選考者の合計得点の平均が70点に満たない者を除く。）と詳細設計及び価格等の協議を経て、委託契約を締結する。なお、契約手続き及び契約書は、松伏町契約規則の定めるところによる。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。また、協議後の企画提案書は、仕様書（詳細仕様書を含む）と併せ、契約時の仕様書として扱う。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、評価結果の上位者から順に協議を行う。
- (4) 本町は、契約締結後において受託事業者の本企画提案における欠落事項、不正又は虚偽掲載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

別表

令和7年度松伏町償却資産実地調査計画策定及び実地調査等支援業務 審査基準

審査項目	主な評価内容	配点
業務実施方針	・本業務の趣旨を的確に理解し、本業務の目的を意識した具体的な実施方針を示しているか。 ・提案された内容が当町の償却資産課税事務の実情に即した有用なものであるか。	20
提案内容の実現性・効果	・仕様書に合った提案内容であり、具体性・妥当性のある実現可能な内容となっているか ・提案内容が当町の固定資産税課税事務において効果が期待できるものであるか。	20
計画策定への対応	・作成等の方法が具体的に提案されているか。 ・償却資産の適正な課税に向け、納税者への説明責任を果たすための有用な提案となっているか。	10
支援業務への対応	・本町職員の質の向上に資する提案であるか。 ・償却資産課税事務について、専門性や経験が反映された具体的な手法が提案されているか。 ・他の自治体において、固定資産の評価及び課税事務について、支援業務を行った実績があるか。	10
業務の実施体制	・主任技術者等の技術者が適切に配置されているか。 ・本業務を遂行できる経歴、実績等を有しているか。 ・個人情報等の適切な保護のための取組みや組織体制があるか。	10
業務の実施スケジュール	業務実施のために、適切なスケジュールとなっているか	10
必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか	10
専門的知識	・専門性や経験が反映された具体的な手法が提案されているか。 ・業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか	10
合 計		100